

### 第3回水道事業の維持・向上に関する専門委員会における 検討事項についての意見等

北海道環境生活部環境局 湯谷仁康

#### 資料2-1 (広域連携の推進について)

##### 1 市町村経営原則、水道事業における都道府県の位置付け

主な論点 (p 2)

- 都道府県を水道行政の中でどう位置づけるべきか。市町村経営原則をどう扱うべきか。

- ① 地方分権の主旨から市町村が行うことを原則とした上で、都道府県は広域連携の推進役として、その機能の在り方について検討していくことが適当ではないか。なお、県営水道としての歴史を持つ水道が補完機能として実施することを否定するものではない。
- ② 水道事業を実施していない都道府県が、市町村に代わって新たに水道事業を行うことは、現実的に困難である。

##### 2 広域連携の推進のための都道府県の機能強化等

主な論点 (p 4)

- 広域連携を推進するために、都道府県の機能についてどう考えるか。
- 広域連携の有力な一方策であると考えられる水道用水供給事業と受水水道事業の統合をどう推進すべきか。
- 国は都道府県の取組や水道事業者の取組をどう支援すべきか。

- ① 広域連携の推進役として、都道府県が協議会の設置などに関与していくことは必要であり、また、その実効性の確保などのためには、国の技術的、財政的な関与が不可欠である。

[基盤強化計画について] (p 5)

- ・ 「水道事業の基盤強化を図るための計画」の内容が記載されているが、統合に向けた具体的なものであれば、都道府県が単独で(一方的に)計画を策定することは困難。また、認可等権限のない都府県にあっては、都府県内の事業体に関する基盤強化に係る十分な情報を持ち得ていないのではないかと。
- ・ 関係事業体の取組を促進させるためには、国の財政支援などの誘導策が必要。特に、広域連携の中核となる事業体の役割が重要であり、その役割を動機づける仕組み作りが必要。

[協議会の設置] (p 6)

- ・ 都道府県が主体となって協議会を設置することは可能であるが、設置に当たっては、都道府県の実施の促進や国の財政支援との整合性の観点から、対象事業体の範囲などの一定の考え方について、国が「基本的な方針」(p 5の一つ目の○参照)の中で示すこと、また、協議会の運営経費について、国が財政支援を行うことが必要。
- ② 広域連携の有力な一方策であると考えられる水道用水供給事業と受水水道事業の統合については、上記協議会の枠組みで地域で最も適切な広域連携の形を検討することとし、国庫補助金・交付金制度の中で、検討が促進されるようなインセンティブを与える仕組みを作ることも必要である。

**資料 2-2 官民連携の推進について**

**1 官民連携の推進**

**主な論点** (p 2)

- 官民連携を阻害している要素はあるか。
  - ・ 民間企業のインセンティブを高めるためにも、広域連携を推進し、委託される業務の規模の拡大が必要か。
  - ・ 災害時等の対応が十分に取られるのか、経営が破綻した場合に水の供給をどう担保するかといった不安が、需要者や水道事業者側にあるのではないか。
- 国においては、手引きの作成、研修の実施、水道事業における官民連携の導入に向けた調整等に対する予算措置、官民連携推進協議会\*の開催等により官民連携を支援しているが、そのほかに支援策はあるか。

- ① 官民連携については、効率性や人材確保などの面からある程度の事業規模が必要である。小規模事業者における官民連携を進めていくためには、中核となる事業者が周辺の小規模事業者を巻き込んでいくような仕組みづくりが必要ではないか。
- ② コンセッション方式においては、水道料金の設定について、議会の関与の方法等を整理する必要がある。

**その他(検討スケジュール(第2回専門委員会資料3)について)**

- 専門委員会の検討結果の取りまとめに当たっては、都道府県や事業者(市町村等)の意見を幅広く聴く必要があるのではないか。